

# 身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準の制定について

発出年月日：平成19年7月2日

文書番号：沖例規免第2号

公表範囲：全文

改正 前略…令和3.3 沖例規務13

身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準を別添のとおり制定し、平成19年7月2日から実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨及び運用上の留意事項については、下記のとおりである。

これにより、身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施要領の制定について（昭和50年3月4日付け沖例規免第11号。以下「旧例規」という。）については、平成19年7月2日をもって廃止する。

## 記

### 1 制定の趣旨

身体障害者に対する適性試験の実施等については、旧例規及び道路交通法の一部を改正する法律（平成19年6月1日付け沖免第1465号。以下「改正法」という。）の施行に伴う身体障害者に対する適性試験（運動能力）の実施についてにより運用してきたところであるが、改正法により、新たに中型免許及び中型第二種免許が導入されたことに伴い、身体障害者の技能試験に使用する自動車の種類に中型自動車を加える必要があるほか、身体障害者に係る運転免許の条件（車両重量等制限）の基準を交通安全確保の観点から支障がないと認められる範囲において見直すなどするため、新たに例規を定めるものである。

### 2 運用上の留意事項

- (1) 障害の程度が外見上不明確で適性の判定が困難な受験者については、障害の状況のみで即断することなく、自動車又は原動機付自転車を操作させて慎重に判断すること。
- (2) 身体障害者が標準試験車（自動車運転免許試験の実施に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第76号）に定める標準試験車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して技能試験を受ける場合、その自動車の種類については、受験者の希望に任せることとする。

なお、新規に受験する身体障害者は、その選択の判断について迷う場合が多いと考えられるので、本実施の標準の内容を懇切に説明するとともに、本人の希望や障害の状況等に応じて適切な指導を行うこと。

- (3) 別表1（障害の状態と免許の範囲及び条件内容）及び別表2（技能試験に使用する自動車の種類と車種限定の内容）は、基準として示したものであるが、免許に付する条件については、上記(1)を踏まえ、個々の受験者の運動能力に応じ適正に判断すること。

なお、自動車の種類の限定は、技能試験に使用する車両及び障害の状態の両面から総合的に判断すること。

- (4) 旧例規に従って条件を付された免許を受けている者については、当該条件の解除又は変更を受けない限り、免許の条件は従前どおりとする。

なお、条件の解除又は変更を行う場合は、所要の審査を行うこと。

## 別添

### 身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準

#### 第1 目的

この実施の標準は、身体障害者に対する道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表の運動能力に係る適性試験（以下「適性試験」という。）の実施に関し、その実施方法及び実施結果に応じ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条に基づいて付与する運転免許（以下「免許」という。）の条件について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

この実施の標準において使用する用語は、道路交通法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「大型」は大型自動車免許を、「中型」は中型自動車免許を、「準中型」は準中型自動車免許を、「普通」は普通自動車免許を、「大型特殊」は大型特殊自動車免許を、「大型二輪」は大型自動二輪車免許を、「普通二輪」は普通自動二輪車免許を、「小型特殊」は小型特殊自動車免許を、「牽引」は牽引免許を、「大型第二種」は大型自動車第二種免許を、「中型第二種」は中型自動車第二種免許を、「普通第二種」は普通自動車第二種免許を、「大特第二種」は大型特殊自動車第二種免許を、「牽引第二種」は牽引第二種免許をいう。
- (2) 「大型車」は大型自動車を、「中型車」は中型自動車を、「準中型車」は準中型自動車を、「普通車」は普通自動車を、「大特車」は大型特殊自動車を、「大型二輪車」は大型自動二輪車を、「普通二輪車」は普通自動二輪車を、「原付車」は原動機付自転車をいう。
- (3) 「AT車」は、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等をいう。
- (4) 「小型二輪車」は、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車をいう。
- (5) 「二輪車」は、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (6) 「軽車（660）」は、長さが3.40メートル以下、幅が1.48メートル以下、高さが2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量0.660リットル以下のものに限る。）をいう。
- (7) 「MT車」は、AT車以外の自動車等をいう。
- (8) 「牽引車」は、牽引するための構造及び装置を有する大型車、中型車、準中型車、普通車又は大特車をいう。
- (9) 「重被牽引車」は、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量が750キログラムを超える車両をいう。

#### 第3 適性試験の対象

この実施の標準による適性試験の対象となる者は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者とする。

#### 第4 適性試験の方法

適性試験は、受験者に対し、質問をし、及び四肢の運動等を行わせるほか、身体障害の状態・程度や運転しようとする自動車等に応じた測定器具を使用して検査を行い、又は実際に自動車等を操作させる等の方法により行うものとする。ただし、質問及び四肢の運動等で運動能力の判断ができる場合は、他の方法による試験を省略することができる。

#### 第5 免許の条件等の判断基準

##### 1 身体障害の状態と免許の範囲及び条件内容

受験者の身体障害の状態に応じ、運転免許試験に合格した者に与える免許の範囲及び免許に付する条件についての判断の基準は、別表1のとおりとする。

##### 2 技能試験に使用する自動車の種類と車種限定の内容

技能試験に使用する自動車の種類に応じ、免許に付する自動車の種類に係る限定についての判断の基準は、別表2のとおりとする。

#### 第6 記録

適性試験を行う場合は、身体障害者適性試験（審査）記録表（様式第1号）に障害の部位、状況等を記録し、試験の経過を記録するものとする。

#### 第7 交通事故の報告

この実施の標準により、免許の条件又は自動車の種類の限定等を付された身体障害者の交通事故で、事故の原因が身体障害に起因すると認められるときは、警察署長は、身体障害者による交通事故報告（様式第2号）により報告するものとする。

#### 第8 免許の条件の解除又は変更

免許に条件を付されている者から当該条件の解除又は変更の申請があった場合は、所要の審査を行い、その可否を判断するものとする。

なお、平成19年6月2日以前に、身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施要領の制定について（昭和50年3月4日付け沖例規免第11号）に基づく基準（「旧基準」という。）により条件を付された免許を受けている者の免許の条件は、なお、従前のとおりとする。

#### 第9 経過措置

旧基準の適用を受けて運転免許試験に合格した者で、令和元年12月1日以後に免許を受ける者の免許の条件は、なお、旧基準の例によるものとする。

別表・様式省略